

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例第3条第1号の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年8月19日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第11号

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例第3条第1号の施行期日を定める規則
四日市市久留倍官衙遺跡公園条例（平成29年四日市市条例第24号）第3条第1号の施行期日は、令和2年11月1日とする。

（教育委員会社会教育・文化財課）